ウインレーシングクラブ会員規約

競走用馬ファンドの契約にあたって

≪契約成立前(時)の書面交付≫

競走用馬ファンドの契約にあたり、必ずお読みください。

発行:株式会社ウインレーシングクラブ

作成年月日：平成22年8月1日

《注意事項》

・競走用馬によっては、馬体状況などにより競走に出走することなく運用終了（引退）してしまうことがあり、また出走した場合においても、競走成績不振により出資元本を上回る賞金を獲得できないことがあります。したがいまして、競走用馬ファンドは、収入の保証がされているものではなく、また顧客が出資した元本の保証はありません。
・本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金の5%です。顧客は出資金支払いにつきましては、競走用馬の代金に相当する出資金納入のほか、競走用馬の維持費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。
・競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。
・顧客が出資した出資馬の権利義務（商品投資受益権）は譲渡できません。また顧客の名義変更については、相続等による承継を除いて行いません。
・金融商品取引法第47条3により、顧客は金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を営業所において縦覧することができます。
・本商品投資契約の詳細につきましては、本書面掲載の会員規約に記載しています。また、競走用馬の血統並びに飼養管理に関しては「募集カタログ」に記載しています。両書面をよくお読みいただき、競走用馬ファンド及び本商品投資契約の特徴とリスクをご理解のうえ出資申込をご検討ください。
・本書面掲載の会員規約は、金融商品取引法第37条3に規定する「契約締結前の交付書面」並びに同法第37条4に規定する「契約締結時の交付書面」を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行われますので、契約終了まで本書面および「募集カタログ」を保存ください。出資する方法と契約の締結につきましては、出資申込書を郵送する等により出資申込を行い、出資申込書が愛馬会法人に到着した時点で契約が成立します。出資契約成立後に愛馬会法人は、『契約締結時の交付書面』として出資顧客の方に計算書を郵送通知し、この通知日をもって契約締結を確認します。

≪目次≫

1．クラブ法人及び愛馬会法人 ……1
2．顧客から出資された財産の運用形態 ……1
3．商品投資受益権の販売に関する事項 ……1
（1）入会及び出資申込の方法並びに出資金払込の期日及び方法等
（2）商品投資受益権の名称
（3）募集予定総額及び口数
（4）販売単位
（5）出資申込期間及び取扱場所
4．愛馬会法人が顧客から徴収する経費及び徴収の方法 ……3
（1）一般会費
（2）維持会費
（3）競走用馬保険料
5．匿名組合損益の帰属 ……4
6．顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率 ……4
（1）顧客が個人の場合
（2）顧客が法人の場合
7．匿名組合契約期間に関する事項 ……4
8．匿名組合契約の変更に関する事項 ……4
9．匿名組合契約の解除に関する事項 ……5
（1）解約の可否及びその条件
（2）解約の方法
（3）解約申込期間
（4）解約によるファンドへの影響
（5）クーリングオフについて
10．商品投資受益権の譲渡に関する事項 ……5
11．顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項 ……5
（1）商品投資の内容及び投資制限
（2）借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無
（3）当該出資馬の繰上げ運用終了の有無
（4）運用開始予定日について
（5）運用終了予定日について
（6）競走用馬ファンドの運用に係る計算期間
12．商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲 ……6
（1）商品投資販売契約等の種類
（2）事業報告書の縦覧について
（3）顧客から出資された財産の所有関係
（4）顧客の第三者に対する責任の範囲
（5）出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項
（6）顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権
13．競走用馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料について ……7
14．分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額の区分方法 ……8
15．競走用馬ファンド（当該出資馬）の支払い金の分配方法及び分配時期に関する事項 ……8
（1）配当金の支払いについて
（2）注意事項
16．運用終了時（引退時）の手続き及び支払いについて ……9
（1）精算金額の計算方法
（2）支払い方法及び支払い時期
（3）注意事項
17．顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期 ……9
18．競走用馬ファンドに係る資産評価に関する事項 ……9
19．計算期間に係る競走用馬ファンドの貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無 ……9
20．当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所 ……9
21．商品投資契約に係る法令等の概要 ……9
22．愛馬会法人の営業所において事業報告書を縦覧できる旨 ……9
23．当該出資馬のNAR（地方競馬全国協会）への競走馬登録、在籍について ……9
（1）JRAにて運用している当該出資馬のNAR移籍について
（2）JRA未勝利馬及び未出走馬のJRA再登録を前提としたNARへの移籍について
24．当該出資馬の日本国外への遠征について ……10
25．個人情報の取扱及び利用目的の特定について ……10

■ 匿名組合の分配のしくみについて ……11

1.クラブ法人及び愛馬会法人

(1)クラブ法人

・商号：株式会社ウイン
・住所：東京都千代田区三崎町3丁目4番10号
・代表者：大迫正善
・登録番号：関東財務局長(金商)第1578号
・資本金：1,500万円
・主要株主：大迫正善、大迫基弘、(株)ウインレーシングクラブ
・他に行っている事業：なし

(2)愛馬会法人

・商号：株式会社ウインレーシングクラブ
・住所：東京都千代田区三崎町3丁目4番10号
・代表者：大迫基弘
・登録番号：関東財務局長(金商)第1579号
・資本金：1,000万円
・主要株主：(株)クミ興産、大迫久美子、田尻義信、片山良三、(株)ウイン
・他に行っている事業：なし

2.顧客から出資された財産の運用形態

顧客から出資された財産により取得した競走用馬(本書面において「当該出資馬」という)は、愛馬会法人から日本中央競馬会(本書面において「JRA」という)及び地方競馬全国協会(本書面において「NAR」という)に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資され、当該クラブ法人によりJRA等(NARに登録・在籍させる場合があり、この詳細については後述「23」を参照)の競馬に出走させて得た賞金等から諸経費①(※後述「12.(6)①」参照)を控除した額(本書面において「獲得賞金分配対象額」という)を、クラブ法人は愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払額から諸経費②(※後述「12.(6)①」参照)を控除して、当該控除後の額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して分配するものです。獲得賞金分配対象額は一定の基準(※後述「14」記載のとおり)に従い出資返戻金と利益分配額に区分します。愛馬会法人は、この分配作業を月次において行い顧客に分配します。

獲得賞金分配対象額のうち、JRA等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収(本書面において「JRAなどの源泉税」という)が行われます。また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資馬の現物出資は匿名組合契約に基づくことから、クラブ法人から愛馬会法人に賞金が支払われる際、匿名組合の利益分配額に対して20%が源泉徴収(本書面において「クラブ法人源泉税」という)されます。「JRAなどの源泉税」についてはクラブ法人に帰属し、クラブ法人源泉税については、愛馬会法人がクラブ法人源泉税相当額を負担し補填して顧客に分配します。愛馬会法人が顧客に分配する賞金のうち、利益分配額には20%が源泉徴収(本書面において「愛馬会法人源泉税」という)されます。

当該出資馬について、やむを得ない理由によりJRA等の競走馬登録を断念せざるを得ない、あるいはJRA等の競走馬登録を抹消するなどの事由で運用が終了する際に精算金がある場合には、愛馬会法人は当該精算金を出資返戻金と利益分配額とに区分した上で、出資割合に応じて算出し、顧客に対して分配するものです。

したがって、本商品投資契約は、クラブ法人が当該出資馬を運用し、運用により得られた利益等について愛馬会法人は顧客に分配するもので、顧客は当該出資馬の馬代金及び維持費相当額を出資するものです。

なお、分配は収入を得た場合に行われますので、必ずしも予定されたものではありません。愛馬会法人は、月ごとの計算期間(当該月の1日から31日)末日に会員への分配金・追加出資金などをまとめ、原則として翌月20日に通知します。

3.商品投資受益権の販売に関する事項

(1)入会及び出資申込の方法並びに出資金払込の期日及び方法等

①新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず愛馬会法人へ入会して頂く必要があります(※ただし、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁(停)止者、暴力団関係者は入会できません)ので、本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行って下さい。

i. 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の残口状況を必ず電話等で確認をしてから、別添の『入会・出資申込書』に必要事項を記入して、『本人確認書類(※運転免許証等のコピーで、現住所が確認できるもの)』を添えて愛馬会法人に送付して下さい。

顧客の出資馬が決定した場合には、愛馬会法人は顧客に対して『出資計算書』及び『預金口座振替申込書・自動払込利用申込書』『契約成立時の書面交付』を送付します。顧客は、契約成立時の書面をご一読の上、当該『出資計算書』の発行日から9日以内(記載のお支払い期日まで)に愛馬会法人指定の金融機関口座(三井住友銀行目黒支店<普通口座235487>)に、当該『出資計算書』に記載されている金額を現金振込すると共に、『預金口座振替申込書・自動払込利用申込書』に必要事項を記入して愛馬会法人に送付して下さい。なお、現金振込時にかかる一切の手数料は顧客が負担するものとします。

愛馬会法人は、入金確認がとれた後に、顧客に対して『会員証』を発行します。なお『出資証書』は入金確認がとれた後、顧客の出資月(出資計算書記載の出資月)の翌月末に発行します(※ただし、分割払いの場合には完納月の翌月末に発行します)。

ii.『出資計算書』に記載予定の項目

○入会金：21,000円（税込）

○一般会費：3,150円（税込。顧客が愛馬会法人に対して『入会・出資申込書』を送付した日の属する月（以下『入会月』という）分）

※ただし、毎月21日以降に同書面が愛馬会法人に到着した場合は、翌月に入会したものとして取扱います。

○出資金：一括払いの場合には全額（※2歳5月20日到着分まで申込の場合に限り2%の割引率が適用されます）。分割払いの場合には入会月分。分割払い回数は募集馬発表月に出資した場合は最大10回まで可能（当歳募集、追加募集は除く）。ただし、入会月から当該出資馬が2歳6月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います（例えば、入会月が2歳1月の場合にあっては、分割払い回数は6回となります）。なお、出資金の分割払いをしている顧客にあって、当該出資馬が2歳6月までに死亡した場合には、それ以降の出資金支払い義務は消滅することになります。ただし、それ以外の事由（疾病又は事故）により引退した場合については、それ以降の出資金支払い義務は継続となりますのでご了承願います。

○維持会費：※後述「4.（2）」参照。

○競走用馬保険料：※後述「4.（3）」参照。

iii.入会後に顧客からお支払い頂く費用及び自動引落等の方法について

以下の経費の自動引落については、顧客が愛馬会法人に対して入会月の20日迄に必着するように『預金口座振替申込書・自動払込利用申込書』を送付して頂ければ、翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、顧客指定の金融機関口座で自動引落を開始させて頂きます。

また、自動引落の手続きが完了していない顧客は、自動引落が可能となった該当月に支払い義務が発生している月分までを遡及して自動引落させて頂きますのでご了承願います。

○一般会費：※後述「4.（1）」参照。入会月の翌月以降の分。

○分割払い出資金：2回目以降の分割払金。

○維持会費：※後述「4.（2）」参照。

○競走用馬保険料：※後述「4.（3）」参照。

②既に会員になっている顧客の場合

i. 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の残口状況を必ず電話等で確認をしてから、別添の『入会・出資申込書』に必要事項を記入して愛馬会法人に送付して下さい。

顧客の出資馬が決定した場合には、愛馬会法人は顧客に対して『出資計算書』及び『契約成立時の書面交付』を送付しますので、顧客は、契約成立時の書面をご一読の上、当該『出資計算書』の発行日から9日以内（記載のお支払い期日まで）に愛馬会法人指定の金融機関口座（三井住友銀行目黒支店＜普通口座235487＞）に、当該『出資計算書』に記載されている金額を現金振込して下さい。なお、現金振込時にかかる一切の手数料は顧客が負担するものとします。

愛馬会法人は、入金確認がとれた後、顧客の出資月（出資計算書記載の出資月）の翌月末に、顧客に対して『出資証書』を発行します（※ただし、分割払いの場合には完納月の翌月末に発行します）。

ii.『出資計算書』に記載予定の項目

○出資金：一括払いの場合には全額（※2歳5月20日まで申込の場合に限り2%の割引率が適用されます）。分割払いの場合には、顧客が愛馬会法人に対して『入会・出資申込書』を送付した日の属する月（以下「申込月」という）分。分割払い回数は募集馬発表月に出資した場合は最大10回まで可能（当歳募集、追加募集は除く）。ただし、申込月から当該出資馬が2歳6月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います（例えば、申込月が2歳1月の場合にあっては、分割払い回数は6回となります）。なお、出資金の分割払いをしている顧客にあって、当該出資馬が2歳6月までに死亡した場合には、それ以降の出資金支払い義務は消滅することになります。ただし、それ以外の事由（疾病又は事故）により引退した場合については、それ以降の出資金支払い義務は継続となりますのでご了承願います。

○維持会費：※後述「4.（2）」参照。

○競走用馬保険料：※後述「4.（3）」参照。

iii.顧客から当該出資馬に関してお支払い頂く費用及び自動引落等の方法について

以下の経費の自動引落については、顧客が愛馬会法人に対して、毎月20日迄に必着するように『入会・出資申込書』を送付して頂ければ、翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、顧客指定の金融機関口座で自動引落を開始させて頂きます。また、21日以降の場合には翌々月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に支払い義務が発生している月分までを遡及して自動引落させて頂きますのでご了承願います。

○分割払い出資金：2回目以降の分割払金。

○維持会費：※後述「4.（2）」参照。

○競走用馬保険料：※後述「4.（3）」参照。

③会員資格の喪失

i.顧客が、支払い義務が発生している出資金、一般会費、維持会費及び競走用馬保険料について、愛馬会法人に対する納入期日までに

履行しない場合においては、同期日から納入完了に至る日までの分について、愛馬会法人は、当該債務額に対して年率20%の割合による延滞利息の支払いを求める場合があります。

なお、滞納が頻繁に繰り返される場合、新たな出資申込を受けかねる場合がありますのでご注意下さい。その際、愛馬会法人が発行する、すべての割引(「割引権利」※後述「12.(5)②参照」を含む)の有効期限内であっても、期限の延長は致しません。

ii.顧客が、前項の納入期日から2ヵ月以上怠った場合には、その会員資格は失効するものとし、さらに顧客が有していた配当金及び精算金にかかる受領権並びに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとします。この場合、顧客は速やかに『会員証』及び『出資証書』を愛馬会法人に返還するものとします。

iii.顧客が、本書面の「12.(4)」の記載内容に違反した場合及び愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合には、愛馬会法人はかかる顧客に対して退会を求めることができるものとします。

(2)商品投資受益権の名称

各募集カタログをご覧下さい。

(3)募集予定総額及び口数

1頭当たりの募集予定額及び1頭当たりの募集口数は、募集馬によってそれぞれ異なりますので募集カタログをご覧下さい。

(4)販売単位

愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売しています。

(5)出資申込期間及び取扱場所

①申込期間

各募集馬へのお申込は、売出日(各募集カタログを発行した日)から、原則として2歳6月末までとします。

ただし、以下の項目のいずれかに該当した場合には、その該当した時点を以て申込を締め切ります。

・競走馬登録を行なうために愛馬会法人からクラブ法人に対して当該出資馬を現物出資した時点

・募集口数が満口になった時点

②申込取扱場所

お申込は、愛馬会法人の事務所において営業時間内(平日の午前10時より午後6時まで。休業日は土・日・祝祭日・年末年始)に受け付けています。また、インターネットでは、愛馬会法人ホームページ上の出資フォームにて随時受け付けていますが、営業時間が過ぎている場合は翌営業日のお取扱となりますのでご注意下さい。なお、いずれの場合においても『入会・出資申込書』が必要となります。(但し、同一世代の募集馬で既に出資済の顧客が追加で申込された場合は、特別の募集時期の募集馬を除き、この限りではありません。)

4.愛馬会法人が顧客から徴収する経費及び徴収の方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払い義務の発生に応じて自動引落をする該当月の原則20日頃に、顧客に対して『口座振替のご案内』(重要なお知らせ)を送付します。

(1)一般会費(※新規に会員になられる方のみお読み下さい)

当該経費は、愛馬会法人の運営費(発行する雑誌の購読料含む)に充てられるもので、入会月から支払い義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月1名につき3,150円(税込)の費用をお支払い頂くこととなります。

なお、毎月21日以降に『入会・出資申込書』が愛馬会法人に到着した場合には、翌月に入会したものとして取扱いますのでご了承願います。

①入会月分のお支払い方法

愛馬会法人から送付された『出資計算書』発行日から9日以内(記載のお支払い期日まで)に、愛馬会法人指定の金融機関口座に現金振込して下さい。

②入会月の翌月分以降のお支払い方法

入会月の翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させて頂きます。

また、自動引落の手続きが完了していない顧客は、自動引落が可能となった該当月に支払い義務が発生している月分までを遡及して自動引落させて頂きますのでご了承願います。

(2)維持会費

当該経費は、当該出資馬の運用において生じる費用(育成費及び厩舎預託料、各種登録料、輸送費など)に充当するためのものであって、当該出資馬が2歳1月に到達した月分から顧客の支払い義務が発生し、これを1頭当たり月額60万円と設定し、各募集口数で除したものが1口当たりの維持会費額となります。

①入会月又は申込月が当該出資馬1歳12月20日までのお支払い方法

当該出資馬の2歳1月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させて頂きます。

②入会月又は申込月が当該出資馬1歳12月21日以降のお支払い方法

愛馬会法人から送付された『出資計算書』発行日から9日以内(記載のお支払い期日まで)に、当該『出資計算書』に記載されている金額(※2歳1月分から入会月分までの額)を愛馬会法人指定の金融機関口座に現金振込して下さい。

また、その後の自動引落につきましては、(新規に会員になられる方は入会月の20日までに『預金口座振替申込書・自動払込利用申込書』を愛馬会法人に必着するように送付して頂ければ)、翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させて頂きます。

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客は、自動引落が可能となった該当月に、支払い義務が発生している月分までを遡及して自動引落させて頂きますのでご了承願います。

（3）競走用馬保険料

当該出資馬は、民間の損害保険会社が取扱う競走用馬保険に、2歳1月1日より加入するものとし、保険年度は1月1日午後4時に始まり翌年1月1日午後4時までとします。2歳馬以降の保険料に係る顧客の支払い義務については、当該馬齢に到達する前年の11月までに支払い義務が発生します。支払い義務発生後に顧客が当該出資馬に出資申込をした場合であっても、当該馬齢の年間保険料は顧客に負担して頂くこととなりますのでご了承願います。

なお、2歳馬保険料の顧客のお支払い方法は以下のとおりです。また、3歳馬以降の保険料のお支払い方法については、当該馬齢に到達する前年の11月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に年間保険料の自動引落をさせて頂きます。

①お支払い方法

入会時及び申込時に愛馬会法人から送付された『出資計算書』の発行日から9日以内（記載のお支払い期日まで）に、当該『出資計算書』に記載されている金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に現金振込して下さい。

②注意事項

愛馬会法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走用馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意下さい。

i.保険加入に際しては、当該出資馬の健康状態を理由として保険加入ができない場合や、限定条件付きの競走用馬保険となる場合がありますのでご了承願います。

ii.保険金額は、2歳馬については募集価格の100%。3歳馬については募集価格の70%、4歳馬については募集価格の50%を保険金額とします。なお、5歳馬以降及び障害競走用馬については競走用馬保険の対象外となりますのでご了承願います。

iii.年間の保険料は、保険金額の3.3%程度（平成22年7月現在、10円単位に切り上げ）となりますので、顧客には当該出資馬の出資割合に応じて負担して頂くこととなります。

iv.当該出資馬が平地競走から障害競走に転向した場合であっても、障害競走用の保険には加入を致しません。また、平地競走の競走用馬保険を解約せずにそのまま維持致します。

なお、当該出資馬が障害競走試験に向けて行った練習を含めて障害飛越と見なされる行為に起因する事故等は、保険の対象外となりますのでご了承願います。

v.当該出資馬が、競走用馬保険の保険期間中に引退したことにより、保険会社から支払われる解約返戻金があった場合には、顧客に返金致します。

vi.分割払いにて申込まれた顧客については、分割払い期間中に保険事故が発生した場合に限り、納入済みの出資金相当額分の保険金の支払いを受けることが可能ですが、未納となっている出資金相当額分の保険金の支払いを受けることはできませんのでご了承願います。

5.匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約にかかる損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、進上金、営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ顧客に帰属します。

6.顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率

（1）顧客が個人の場合

個人顧客（愛馬会法人会員）が「2」で定める獲得賞金分配対象額のうち利益分配額として受取った金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます（分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税（20%）は、確定申告時に精算となります）。また、運用期間中に生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により補填されるまで繰越します。したがって、運用終了後に生じた損失金は雑所得内での損益通算が可能で、他の所得とは損益通算できません。

（2）顧客が法人の場合

法人顧客（愛馬会法人会員）が「2」で定める獲得賞金分配対象額のうち利益分配額として受取った金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期利益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。運用終了時に利益分配額として受取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、運用終了時に生じた損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

7.匿名組合契約期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、顧客に対して出資割合に応じて精算金等の支払いが完了した期日を以て匿名組合契約は解除するものとします。

8.匿名組合契約の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。

また、現在適用になっている法律の改正及びその他法律の適用を新たに受けることとなった場合においてはその法律が優先されるため、記載事項の内容について変更しなければならない場合があることを付言します。

9.匿名組合契約の解除に関する事項

（1）解約の可否及びその条件

顧客は、解約をする日の属する月分までの一般会費、維持会費及び競走用馬保険料を支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。ただし、その際に顧客には、当該出資馬に対する権利を放棄して頂くとともに、『出資証書』を愛馬会法人に対して返還して頂きます。また、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持会費及び競走用馬保険料は、返金することはできませんし、顧客に対して当該出資馬の未精算となっている精算金および配当金についても支払うことはできません。

なお、匿名組合契約を解約した顧客の再度の出資、入会に際しては、愛馬会法人の判断によりお断りする場合がございます。

（2）解約の方法

顧客が当該出資馬の解約を行う場合には、愛馬会法人に連絡の上、解約をする日の2ヵ月以上前に書面にて自署、押印の上、『会員証』及び『出資証書』を添えて愛馬会法人に送付し、解約をする日の属する月分までの一般会費、維持会費及び競走用馬保険料を支払った上で、手続きを完了するものとします（送付時にかかる一切の費用については顧客負担とします）。

（3）解約申込期間

顧客の当該出資馬に関する匿名組合契約の解約申込期間は、匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が解除される日までの期間とします。

（4）解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約又は解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。

ただし、当該出資馬の馬体状況及び競走成績等を考慮した上で運用終了する場合があります。

（5）クーリングオフについて

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありませんが、契約成立日から起算して10日を経過するまでの間、書面にて愛馬会法人に通知し、愛馬会法人がやむを得ないと判断した場合に限り、当該契約を解除することができます。愛馬会法人に納入済みの出資金等代金は全額返還し、契約解除に伴う損害賠償、違約金は発生しません。ただし、顧客が納入の際に負担した振込手数料については、愛馬会法人で負担致しかねますので予めご承知下さい。

10.商品投資受益権の譲渡に関する事項

顧客は、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸権利を、顧客が愛馬会法人への事前通知による相続、遺贈、破産、その他これらに準ずる譲渡をする場合もしくは、愛馬会法人に譲渡する場合（無償放棄となり、前述「9」が適用となります）を除き、第三者に譲渡することはできません。

また、顧客は愛馬会法人の事前の書面による承諾がない場合には、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸権利を、第三者に対し、質入、その他担保設定の処分はできません。

11.顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

（1）商品投資の内容及び投資制限

顧客から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4ニ記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬（競馬法第22条で準用する第14条に基づき、JRAもしくはNARが行う登録を受け又は受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

（2）借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

①借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料等の費用は、顧客から預託されている維持会費で充当します。顧客から預託されている維持会費で賄えない超過額が発生した場合及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該出資馬の引退時に行う精算金の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求めることとなります。

②集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA等から支払われた賞金等においても配当金及び精算金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配額、出資返戻金等を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、配当金および精算金については、顧客に対して分配金として支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

（3）当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

（4）運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時（1月1日）とします。

（5）運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況及び競走成績を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRA及びNARの競走用馬としての登録の抹消、並びに競走用馬として登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続き（本書面において「引退」又は「運用終了」という）を行いますので、運用終了予定日は未定です。当該出資馬の引退後は、愛馬会法人へ返還して、愛馬会法人が当該出資馬の所有権に基づいて第三者へ処分します。

また、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の場合については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が、馬体状況を考慮の上、クラブ法人に現物出資をしないことの変更手続き（本書面において「引退」又は「運用終了」という）を行い、その後、第三者へ処分を行うこととなりますので運用終了予定年月日は未定です。

ただし、当該出資馬が無償返還条件の牝馬の場合には原則として5歳末日を期限としますが、馬体状況及び競走成績を考慮し運用終了日を繰り上げまたは繰り下げる場合があります。また、2009年産以降の募集馬であって牝馬の場合は、すべて無償返還条件とします。

（6）競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終了するものとし、毎年7月31日を決算日とします。

12.商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

（1）商品投資販売契約等の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む）第三篇第四章第535号により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「顧客」という）に分配することを約束する契約です。

（2）事業報告書の縦覧について

金融商品取引法第47条二に基づき、金融商品取引業者（クラブ法人及び愛馬会法人）が内閣府令に基づき内閣総理大臣に提出する事業報告書は、事業年度終了4ヵ月後から1年間の間縦覧することができます。縦覧を希望する顧客は、愛馬会法人に対して少なくとも3営業日前に通知（又は連絡）していただいた上で、通常の営業時間内に愛馬会法人の営業所にて行えます。

（3）顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づきJRA及びNARに馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA及びNARに競走用馬としての登録、出資馬を預託する調教師及び出走する競走（海外を含む）の選択、当該出資馬の引退手続きを行います。また、引退後は愛馬会法人へ返還し、愛馬会法人が当該出資馬の所有権に基づいて第三者への処分を行うものとします。

なお、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の引退後の第三者への処分については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

（4）顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれにより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うことになります。また、当該出資馬に出資した顧客は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為をしたり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及びJRA等の厩舎地区に立ち入ることはできません。顧客が当該出資馬に関しての問い合わせ等は、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

（5）出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

①顧客の損失分担について

獲得賞金分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合もあり、この場合、顧客が当該出資馬に出資した元本の全額は戻りませんので、本商品投資契約は元本が保証されたものではありません。また、競走用馬によっては、馬体状況等により競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。

なお、当該出資馬に関する顧客の損失負担は2歳の到達時期（1月1日）より発生します。従って、2歳の到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合には、当該出資馬の出資金及び競走用馬保険料は、顧客に対して全額返金されます。

②補償制度について

当該出資馬が2歳到達時期（1月1日）以降においては、死亡、競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合並びに当該出資馬の競走成績の如何に関わらず、当該出資馬の出資金、預託料の実績額（維持会費から充当し余剰金があれば返金致します）及び競走用馬保険料（解約返戻金があった場合には返金致します）は顧客に対して返金致しませんが、以下の事由に該当した場合には、当該出資馬の引退に伴う「代替通知書」の交付日から1年間有効の補償制度（以下「割引権利」という）が適用されます。

また、割引権利を行使して得た商品投資受益権に係る当該出資馬が、再び補償制度の対象となるような事由に該当することとなった場合には、割引権利は発生致しませんのでご了承願います。ただし、当該出資馬が死亡した場合の保険事故にあっては、別途保険金が支払われますので補償制度は適用されません。

なお、当該出資馬がJRA登録抹消時に、JRAに競走用馬として再登録を前提としてNARへ移籍した際、JRA登録抹消後、概ね1年以内にJRAに競走用馬として再登録できず運用終了（引退）となった場合、または『JRA再登録を前提としたNAR移籍に伴う解約通知』を期日内に返送された場合は、割引権利が適用されます。（※後述「23.（2）」参照）

i. 当該出資馬がJRA等の競馬に不出走のまま引退した場合

当該出資馬の収益額（事故見舞金等及び売却代金（※後述「（6）③ iii」参照）の合計額）が募集総額の60%に満たない場合には、その不足額について、別途、新規募集馬に係る商品投資受益権を新規購入した際に行使することが可能な割引権利が、出資割合に応じ

て発生します。

ii.当該出資馬がJRA等の競馬に出走した場合であっても未勝利のまま引退した場合

当該出資馬の収益額（配当金及び売却代金（※後述「(6)③ iii」参照）の合計額）が募集総額の40%に満たない場合には、その不足額について、別途、新規募集馬に係る商品投資受益権を新規購入した際に行使することが可能な割引権利が、出資割合に応じて発生します。

iii.注意事項

当該割引権利は、権利発生日から1年間有効とし、別途、新規募集馬に係る商品投資受益権を新規購入する際に不足額が生じた場合には、当該不足額を現金で一括にて支払うものとします。一方、余剰金が生じた場合には、余剰分について換金することはできませんし、当該余剰分についての預かり処理をすることもできませんが、当該余剰分を活用して、別途、新規募集馬に係る商品投資受益権を新規購入する際に充当することは可能です。よって、当該割引権利を複数の募集馬に同時期に活用することは可能ですし、有効期間内の割引権利を累積して1頭の募集馬に活用することも可能です。

なお、競走馬出資金の納入方法が分割払いの場合であって、分割払い期間中に当該出資馬が引退した場合には、未払いの競走馬出資金を完納した翌月に当該割引権利が発生します。また会員資格を喪失した場合には、当該割引権利は失効しますのでご注意ください。

(6)顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

当該出資馬の出資金を一括納入された顧客または分割払いを完納した顧客は、出資割合に応じて以下に定める受領権を所有します。

①賞金等に係る受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金および特別出走手当の合計額（本書面において「賞金」という）に、事故見舞金等（※後述「③ ii」参照）、出走取りやめ金を加えた額から、JRA等からの賞金交付時に係る源泉所得税（JRAなどの源泉税）、進上金、消費税、クラブ法人営業手数料及びクラブ法人特別営業経費の合計額（本書面において「諸経費①」という）並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税「クラブ法人源泉税」を控除して算出した金額から、愛馬会法人営業手数料及び愛馬会法人特別営業経費の合計額（本書面において「諸経費②」という）を控除し、愛馬会法人が顧客に利益の分配を行う際の源泉所得税「愛馬会法人源泉税」を控除して算出した金額（本書面において「配当金」という）にあります。

ただし、賞金に係る消費税についてはクラブ法人が、クラブ法人源泉税については愛馬会法人がそれぞれ負担し補填して顧客に支払います。

また、地方競馬の競走に出走する場合については、各競馬場主催者ごとの独自の賞金体系となりますが、基本的には本項規定に準拠します。

②その他の受領権

顧客が所有する前記①以外の受領権は、当該出資馬の引退時において、維持会費精算金（※後述「③ i」参照）、売却代金（※後述「③ iii」参照）、及び保険金（保険事故により支給された額または解約返戻金）の各項目の合計額（本書面において「精算金」という）にあります。

③注意事項

i. 維持会費の精算金の計算

顧客から預託されている維持会費の合計額から、当該出資馬の運用に際し実際に要した預託料の合計額を差し引いて算出した額。ただし、当該額が不足額（マイナス）となった場合には当該額を消滅させて「±0円」の取扱とします。

ii.事故見舞金・抹消給付金及び付加金について

事故で一定期間出走できない場合又はJRA等の競走用馬としての登録を抹消する場合に交付を受けるものです。

休養に係る事故見舞金は、JRA等から交付を受けた後預かり金として管理し、当該出資馬の次回以降の出走の翌月末に、また登録を抹消した当該出資馬についての事故見舞金、抹消給付金、付加金は、運用終了（引退）月の翌々月末に顧客に払うものとします。

また、中央競馬馬主相互会からの抹消給付金及び付加金の支給規定は、当該出資馬について生涯1度の給付となります。よって、JRAの競走馬登録抹消後に再度JRAの競走馬登録を行い、その後、再び登録を抹消した際に過去において支給されている場合は、支給対象となりません。

なお、休養に係る事故見舞金は、支給規程に定める休養期間以前に復帰・出走した場合、支給済みの金額の一部について返還を求められる場合があります。当該事故見舞金がすでに顧客に分配済みの場合は、愛馬会法人は顧客に返還を求めます。

iii.当該出資馬の売却代金の算出

牡馬及び無償返還条件のない牝馬が第三者へ売却ができた場合には、その売却代金となります。また、種牡馬となる場合には、その売却代金の60%相当額となります。

iv.顧客にはない受領権

クラブ法人が中央競馬馬主相互会から支払いを受ける診療費補助金及び装蹄費補助金及びクラブ法人が馬主としてJRA・NAR及び地方競馬主催者の管轄する競馬場から取得した賞品（カップ、盾、レイ、賞状、メダルなど）に関する受領権はクラブ法人にあり、顧客に受領権はありません。

13.競走用馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち（1）及び（2）に掲げる額（管理報酬及び租税公課）をJRA等により控除されて支払いを受けます。ただし、（3）に掲げる額はクラブ法人の負担として同額を補填した上で愛馬会法人に支払います。また、クラブ法人は、JRA等から支払われた金額から、以下の項目のうち（5）及び（6）に掲げる額を控除して、当該控除後の額（獲得賞金分配対象額）を愛馬会法人に支払います。支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払い金額から（7）、（8）及び（9）に掲げる額を控除して得た金額

（配当金）を顧客の出資割合に応じて分配します。

（1）進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金（ただし、付加賞を除いた額）の20%に、付加賞の10%を加算した額が支払われます。また、障害競走の場合は、賞金（ただし、付加賞を除いた額）の22%に、付加賞の12%を加算した額が支払われます。

（2）JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（JRAなどの源泉税）

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、JRA等が賞金等から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式
（賞金－（賞金×0.2+60万円））×0.1

（3）消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

○消費税の計算式
賞金×5/105
※1円未満は切り捨て

（4）クラブ法人が愛馬会法人に配当する際に係る匿名組合の利益分配時に係る源泉徴収所得税（クラブ法人源泉税）

当該項目は、クラブ法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、クラブ法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式
クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額×0.2

（5）クラブ法人営業手数料

当該項目は、JRA等から支払われた賞金の3%（※優勝した場合には4%）の額を、クラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

（6）クラブ法人特別営業経費

当該項目は、当該出資馬が重賞レースに出走して優勝した際に、所属厩舎に対して支払う祝儀等を、当該競走により取得した賞金の6%相当額を超えない範囲で控除します。

（7）愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益配分時に係る源泉徴収所得税（愛馬会法人源泉税）

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を顧客に支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式
愛馬会法人が顧客に支払う利益分配額×0.2

（8）愛馬会法人営業手数料

当該項目は、JRA等から支払われた賞金の2%の額を、愛馬会法人営業手数料として賞金から控除します。

（9）愛馬会法人特別営業経費

当該項目は、当該出資馬が重賞レースに出走して優勝した際に行った祝賀会に掛かる費用等を、当該競走により取得した賞金の4%相当額を超えない範囲で控除します。

14.分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額の区分方法

獲得賞金分配対象額（※前述「2」記載のとおり）及び、その他分配額のうち、出資金及び賞金獲得時における維持会費、競走用馬保険料、海外遠征出資金の累積合計金額から、過去にあった出資返戻金の合計金額控除後の金額を限度として出資返戻金とします。

獲得賞金分配対象額のうち、出資返戻金を超える金額は匿名組合契約に基づく利益分配額となります。（※資料11・12頁）

15.競走用馬ファンド（当該出資馬）の支払い金の分配方法及び分配時期に関する事項

（1）配当金の支払いについて

愛馬会法人は、支払い金がある場合には、当該支払い金のうち、利益分配額（※前述「14」記載のとおり）にかかる源泉所得税、愛馬会法人営業手数料、愛馬会法人特別営業経費を控除し、出資割合に応じて算出し顧客に分配します。

支払い時期にあたっては、原則として当該出資馬がJRA等の競馬に出走した日の属する月の翌月末日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に顧客指定の金融機関口座へ分配すると共に、同月20日頃に顧客に対して『賞金支払明細書』を送付します。

ただし、当該出資馬が引退した際に生じた配当金については、精算金と同時に顧客に対して分配する場合があります。なお、JRA未勝利もしくは未出走でJRA再登録を前提としてNARへ移籍した当該出資馬についてのNAR在籍時に獲得した賞金は、愛馬会法人が預かり金として管理し、原則としてNAR登録を抹消した月の翌々月末に分配すると共に、同月20日頃に顧客に対して「賞金支払明細書」を送付します。（※後述「23.（2）① i」を参照）

(2)注意事項

顧客が、納入期限の到来した一般会費、維持会費、競走用馬保険料並びにその他の競走用馬ファンドに係る分割払い出資金が未納になっている場合は、当該顧客に対する配当金は留保します。留保した配当金を以て未納金額に充てることはできません。また、分割払いでの出資金支払いが終了していない当該出資馬の配当金については留保とし、出資金完納の翌月末日に分配します。

16.運用終了時(引退時)の手続き及び支払いについて

(1)精算金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、精算金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区別し、当該算出額から利益分配額に対する源泉所得税(20%)を控除したのち、出資割合に応じて算出し顧客に分配します。

(2)支払い方法及び支払い時期

愛馬会法人は、原則として当該出資馬が引退した日の属する月の2カ月後の末日(金融機関が休業日の場合は前営業日)に、当該分配金額を顧客指定の金融機関口座へ振込みます。

なお、顧客に対して事前に『引退通知書』、『預かり精算書』及び『代替通知書』(※前述「12.(5)②」参照)を送付しますので、当該出資馬の『出資証書』は速やかにご返還下さい。

(3)注意事項

顧客が、納入期限の到来した一般会費、維持会費、競走用馬保険料並びにその他の競走用馬ファンドに係る分割払い出資金が未納になっている場合は、当該顧客に対する精算金は留保します。留保した精算金を以て未納金額に充てることはできません。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

愛馬会法人は、金融商品取引法第42条七の定めに従って、当該出資馬に関わる精算書(『口座振替のご案内』にて請求書並びに運用状況を記載した『賞金支払明細書』)を、運用報告書として毎月20日頃に顧客に送付します。

18.競走用馬ファンドに係る資産評価に関する事項

前記「17.顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

19.計算期間に係る競走用馬ファンドの貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

20.当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所

東京地方裁判所　〒100-8920　東京都千代田区霞が関1-1-4

21.商品投資契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法第38条及び第40条など、金融商品取引法の規定に基づいて行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法(昭和23年法律第158号)の規定に基づいて規制を受けております。

22.愛馬会法人の営業所において事業報告書を縦覧できる旨

前述「12.(2)」記載のとおり、顧客は事業報告書を縦覧することができます。

23.当該出資馬のNARへの競走馬登録、在籍について

クラブ法人の所有する競走馬は、JRAの競走登録を行いJRAの競走において運用することを基本としますが、地方競馬への出走が認められていることから、NARの競走馬登録を行って地方競馬の競走に出走させることで運用する場合があります。

(1)JRAにて運用している当該出資馬のNAR移籍について

競走成績をより向上させ、顧客に対して多くの獲得賞金を配当できると判断した当該出資馬について、JRA登録を抹消した後、NARへ移籍させ運用を継続する場合があります。さらに、NARへ移籍後、再びJRAへ移籍する場合もあります。また、NARへの移籍などに際して、その旨を記載した書面を当該出資馬の顧客に通知し、顧客はNAR在籍時においても匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に記載されている権利義務にしたがって、維持会費等を支払い、賞金等の分配を受けます。

（2）JRA未勝利馬及び未出走馬のJRA再登録を前提としたNARへの移籍について

当該出資馬がJRAの競走において未勝利もしくは未出走だった場合、未勝利戦の番組終了とともに、以降、出走レースが極端に限られてくることから、引き続きJRA在籍のままで運用を続けるには非常に困難を極めてしまいます。そこで、JRAの500万下条件でも十分に好走できると判断した当該出資馬については、JRA再登録を前提としたNARへの移籍に関する書面を当該出資馬の顧客に通知します。その後、JRA再登録への条件を満たすのに最も適した競馬場を探し、NARへの移籍登録を行います。そして、当該出資馬がNARへ移籍後、概ね1年という期間内にJRA再登録の条件を満たした際には、速やかにJRA再登録の手続きを行います。顧客は、NAR在籍時においても匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に記載されている権利義務にしたがって、維持会費等を支払い、賞金等の分配を受けます。

また、JRA再登録を前提としたNARへの移籍に関する書面を通知した際に、顧客に対して権利を継続するか意思をうかがいます。

なお、詳細については以下の通り定めるものとします。

①JRA未勝利馬もしくは未出走馬のJRA再登録を前提としたNAR移籍に関する事項

i.NARへ移籍した当該出資馬について、NAR在籍時に獲得した賞金は、愛馬会法人が預かり金として管理し、原則としてNAR登録を抹消した月の翌々月末に分配すると共に、同月20日頃に顧客に対して「賞金支払明細書」を送付します。（※前述「15.（1）」参照）

ii.競走用馬保険はNAR在籍時も継続して加入します。（※前述「4.（3）」参照）

iii.JRAへの再登録の条件を満たした当該出資馬については、速やかにJRA再登録の手続きを行うものとし、原則としてNARでは継続しての運用を行わないものとします。

iv.NARへ移籍後、概ね1年以内にJRA再登録の条件を満たすことができなかった場合は、JRA再登録を断念するものとします。

v.NARへ移籍後、JRA再登録を断念して引退した場合は、NAR登録を抹消した月の翌々月末に精算を行います。（※前述「16」参照）

vi.JRA登録抹消時に交付された抹消給付金、付加金は当該出資馬の運用終了（引退）した月の翌々月末に支払うものとします。（※前述「12.（6）③ ii」参照）

vii.NARへ移籍後、JRA再登録を断念して引退した場合は、NAR在籍時に獲得した賞金も含めた収益額を算出し、その額が募集総額の規定した割合に満たなければ、割引権利が発生します。（前述「12.（5）②」に準じます）

②JRA未勝利馬もしくは未出走馬のJRA再登録を前提としたNAR移籍に際して、権利を解約した顧客に関する事項

NARへの移籍に際して、その旨を記載した書面に従い、同封されている『JRA再登録を前提としたNAR移籍に伴う解約通知』に記入、捺印の上、期日内に返送された場合は、権利を解約する意思があるものとし特例条件が認められます。

i.権利を解約する顧客については、JRA登録を抹消した月の翌々月末に精算を行います。

ii.権利を解約する顧客については、JRA登録抹消までに獲得した賞金を含めた収益額を算出し、その額が募集総額の規定した割合に満たなければ割引権利が発生します。（前述「12.（5）②」参照）

24.当該出資馬の日本国外への遠征について

当該出資馬を日本国外での競走に出走（以下「海外遠征」という）させる場合は、クラブ法人が調教師等と協議して決定し、愛馬会法人は顧客にこの決定を書面にて通知します。また、海外遠征時の進上金の取扱については、遠征先のルールに従うものとし、さらにJRA交付の褒賞金については、これを進上金の対象とします。また、遠征に際して生じた検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海外保険料等の経費について、顧客は海外遠征馬の競走成績に係りなくこれを負担するものとします。

25.個人情報の取扱及び利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失又はき損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱を委託する場合にはその委託先の監督について十分に取り組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取扱を致します。ただし、法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承願います。

なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせ致します。

（1）募集カタログ・精算書・出資計算書・会報・その他の愛馬会法人からの各種送付物の発送

（2）会費・出資代金等の引き落とし、及び配当金・精算金等の振込

（3）ホームページからの出資予約、及びメールサービス時のメールアドレス

（4）牧場見学ツアー・出資馬の牧場見学などに際して、愛馬会法人が当該牧場に対して個人情報（氏名、性別、住所・居所、電話番号、出資馬）を紙媒体形式で提供すること（※なお、顧客からの求めがあれば、直ちに当該顧客分の個人情報の提供を停止致します）

（5）愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に、参加者氏名等の個人情報を旅行代理店へ連絡すること

（6）イベント等の各種案内

（7）出資契約に至らなかった顧客、及び愛馬会法人から退会した顧客の情報については、以後3年間、募集馬の案内送付に利用する場合がありますが、その後は速やかに当該顧客に係る個人情報を消去することとします。

匿名組合の分配のしくみについて

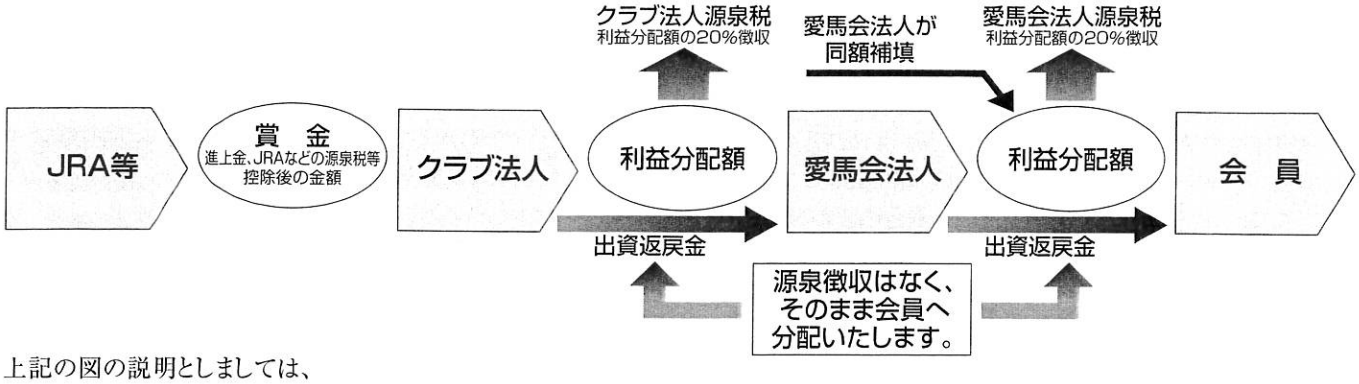

上記の図の説明としましては、

1. JRA等からの賞金から、進上金やJRAなどの源泉税等を控除した額がクラブ法人へと支払われます。
   ※進上金：賞金（付加賞を除いた額）×20%に、付加賞×10%を加算した額。〔規約13（1）参照〕
   ※JRAなどの源泉税：総賞金が75万円を超えた場合。｛総賞金－（総賞金×0.2+60万円）｝×0.1〔規約13（2）参照〕
2. クラブ法人では、管理費として賞金から3%（優勝時には4%）を差し引いたものを獲得賞金分配対象額とします。
   この額が出資返戻金を超えた場合には、クラブ法人源泉税20%を控除して、愛馬会法人へ支払います。
   また、クラブ法人は、このクラブ法人源泉税20%を国へ納税いたします。
   ※クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の利益分配額×0.2　〔規約13（4）参照〕
3. 愛馬会法人は、クラブ法人から支払われた額にクラブ法人源泉税20%と同額を補填し、そこから管理費2%を差し引いたものを獲得賞金分配対象額とします。この額が出資返戻金を超えた場合には、愛馬会法人源泉税20%を控除して、会員の皆様へ分配します。
   ※愛馬会法人が会員に支払う際の利益分配額×0.2　〔規約13（7）参照〕
4. 出資返戻金に相当する獲得賞金分配対象額については、源泉徴収されることなく会員の皆様へ分配いたします。

出資返戻金について

①馬代金 ＋ **②維持会費** ＋ **③保険料** ＋ **④その他の出資金** － **⑤分配額の累積額** ＝ **出資返戻金**

①馬代金

カタログに記載されている募集価格です。金券やすべての割引等でご出資いただいた場合でも、あくまで募集価格となります。

②維持会費

月額60万円と設定し、募集口数400口で除したものが、1口当たりの維持会費です。1口/1,500円です。〔規約4（2）参照〕

③保険料

ご出資の際に、お支払いいただく2歳時分の他に、4歳までに年1回お支払いいただくものです。〔規約4（3）参照〕

④その他の出資金

海外遠征出資金が、この対象となります。〔規約24参照〕

⑤分配額の累積額

前月までに獲得した賞金等によって、返戻済みの出資金の合計額です。

【注意】入会金（21,000円・税込）、一般会費（3,150円・税込）は、出資返戻金には、含まれません。

基本となる出資返戻金　【図A】

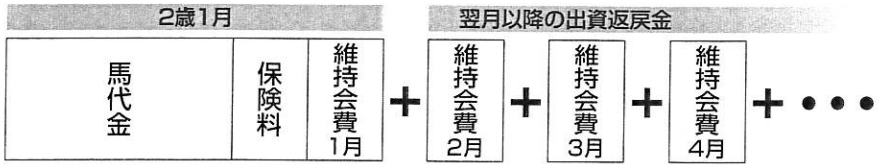

2歳7月に出走し、8月に配当した場合

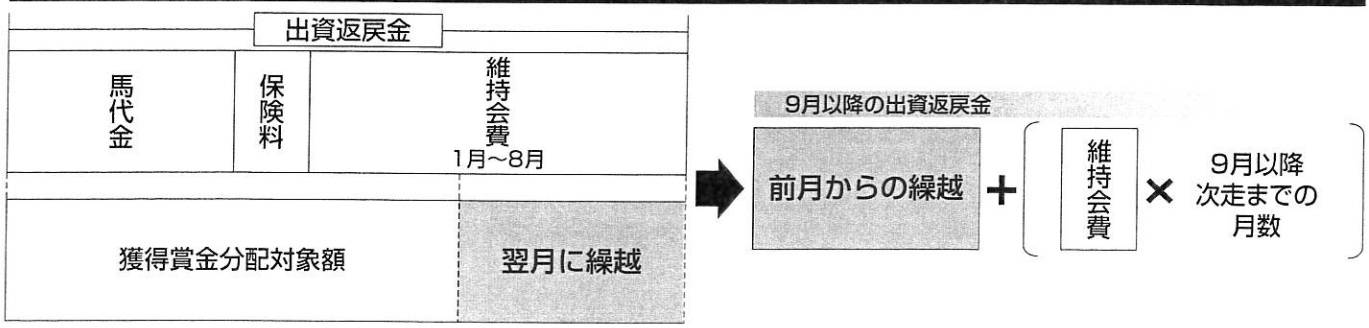

賞金支払のイメージ

ここでは、賞金分配のイメージをシミュレートしています。

●賞金740万円を獲得し、前月までの出資返戻金が800万円（1口当り2万円）と仮定します。
※募集口数:400口。会員出資口数:1口の場合。

出資返戻金＞獲得賞金分配対象額 【図B】

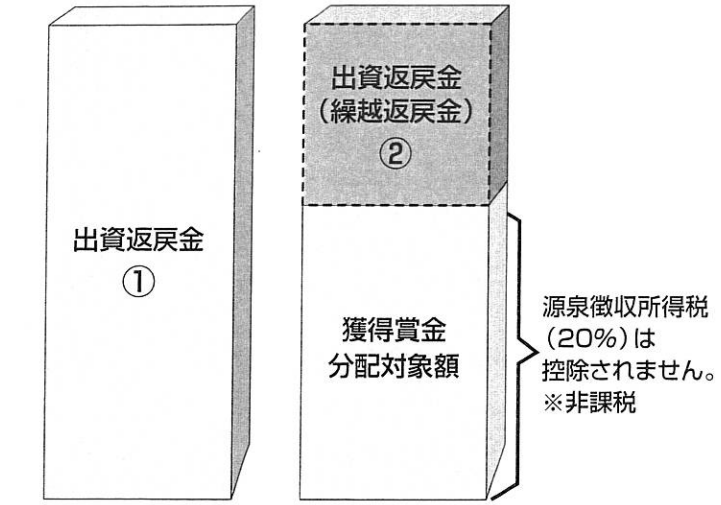

この場合、②に当たる部分が、「繰越返戻金」として、翌月に繰り越されます。

JRA等 → クラブ法人		
賞金	7,400,000	
出走手当	377,000	
賞金合計	7,777,000	
JRAなどの源泉税	562,160	
進上金	1,480,000	
獲得賞金分配対象額	5,734,840	

※出走によって得た賞金から「消費税」は、控除しません。

クラブ法人 → 愛馬会法人		
クラブ法人支払	5,734,840	
管理費（3%）	233,310	賞金合計 × 3%
クラブ法人分配額	5,501,530	※獲得賞金分配対象額
愛馬会出資返戻金①	8,000,000	愛馬会出資返戻金＞クラブ法人分配額
愛馬会利益分配額	−2,498,470	
クラブ法人源泉税	0	源泉税は控除されません。※非課税
差引分配額	5,501,530	

愛馬会法人 → 会 員		
愛馬会法人支払	5,501,530	
補填	0	
管理費（2%）	155,540	賞金合計 × 2%
愛馬会分配額	5,345,990	
会員分配額	13,364	※獲得賞金分配対象額
会員出資返戻金①	20,000	
会員利益分配額	−6,636	会員返戻金＞会員利益分配額
愛馬会源泉税（20%）	0	源泉税は控除されません。※非課税
配当金	13,364	

●賞金1,050万円を獲得し、前月までの出資返戻金が400万円（1口当り1万円）と仮定します。
※募集口数:400口。会員出資口数:1口の場合。

出資返戻金＜獲得賞金分配対象額 【図C】

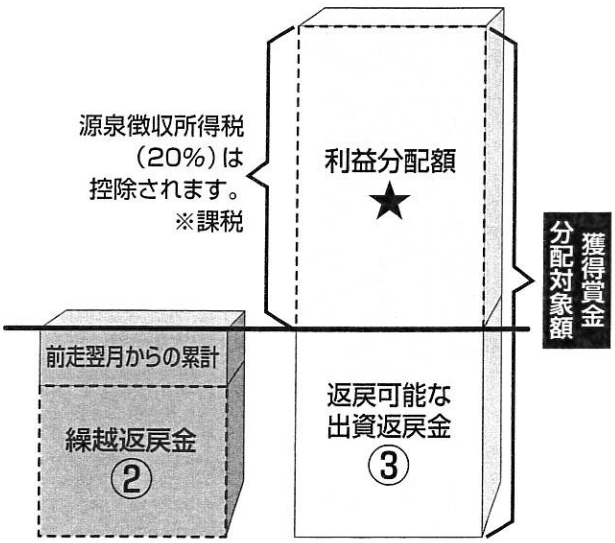

前月からの繰越返戻金②に、前走翌月からの維持会費等の累計を加算したものが、返戻可能な出資返戻金③となります。

※引退精算金についても同様です。
引退時の出資返戻金と比較し、精算金が返戻金を超えた場合には、その分を利益分配額として愛馬会法人が源泉徴収所得税を控除します。

JRA等 → クラブ法人		
賞金	10,500,000	
出走手当	396,000	
賞金合計	10,896,000	
JRAなどの源泉税	811,680	
進上金	2,000,000	
獲得賞金分配対象額	8,084,320	

※出走によって得た賞金から「消費税」は、控除しません。

クラブ法人 → 愛馬会法人		
クラブ法人支払	8,084,320	
管理費（3%）	326,880	賞金合計 × 3%
クラブ法人分配額	7,757,440	※獲得賞金分配対象額
愛馬会出資返戻金③	4,000,000	愛馬会出資返戻金＜クラブ法人分配額
愛馬会利益分配額	3,757,440	愛馬会利益分配額が発生するため
クラブ法人源泉税	751,488	源泉税が控除されます。※課税
差引分配額	7,005,952	クラブ法人分配額−クラブ法人源泉税

※クラブ法人源泉税は、愛馬会法人が同額を補填します。

愛馬会法人 → 会 員		
愛馬会法人支払	7,005,952	
補填	751,488	クラブ法人源泉税を立替
管理費（2%）	217,920	賞金合計 × 2%
愛馬会分配額	7,539,520	
会員分配額	18,848	※獲得賞金分配対象額
会員出資返戻金③	10,000	会員出資返戻金＜会員分配額
会員利益分配額★	8,848	会員利益分配額が発生するため
愛馬会源泉税（20%）	1,769	源泉税が控除されます。※課税
配当金	17,079	会員分配額−愛馬会源泉税

★出資返戻金と利益分配額★

通常募集の場合、2歳1月から運用開始（追加募集を除く）となり、馬代金と2歳時保険料、1月分の維持会費を加えたものが1月の出資返戻金となります。その後、翌月以降は月々維持会費を加算していくことにより出資返戻金は増えていきます。（2歳11月には3歳時分、3歳11月には4歳時分の保険料が加算されます）【図A】
レースに出走し、賞金を獲得した時点でこれまでの出資返戻金と獲得賞金分配対象額を比較し、出資返戻金が大きければ課税の対象とはなりません。そのまま配当となり、課税対象とならなかった部分は、翌月へ繰越となります。【図B】
また、出資返戻金が小さければ、獲得賞金分配対象額から返戻可能な出資返戻金を差し引いた額を利益分配額とし、利益分配額にのみ課税となります。【図C】